

とっとり職を助ける 労使ネットとっとり



労使ネットとっとり
マスコットキャラクター
「聞くゾウくん」

キャッチコピー(伯耆町立溝口中学校)南波 栄一郎さん 作
イラストデザイン(県立鳥取湖陵高等学校)東端 侑那さん 作
[労使ネットとっとりデザインコンクール入賞作品]

労使ネットとっとり(鳥取県労働委員会 個別労使紛争解決支援センター)は、
〈解雇〉〈雇止め〉〈賃金未払〉〈サービス残業〉〈パワハラ〉等の労働問題全般を対象とする
公正中立・簡易迅速・無料の紛争解決機関です。

主な個別紛争処理制度との違い

	鳥取県労働委員会のおっせん	鳥取県労働局のおっせん	地方裁判所の労働審判
申請(申立)者	労働者、事業主、労使双方	労働者、事業主、労使双方	労働者、使用者
代理人の選任	代理人の選任可能 ただし、委任状の提出を求めている	代理人の選任可能 ただし、あっせん委員の許可必要	代理人の選任可能
あっせん(審判)者	公労使を代表する3者構成	学識経験者1名	労働審判官(裁判官)1名と 労働審判員(労使の経験者)2名
手数料その他の費用	無料	無料	申立費用が必要
手続公開	非公開	非公開	非公開 (相当と認める者の傍聴を 許すことができる)
手続参加への強制力	なし	なし	不出頭に対して過料の制裁
あっせん(審判)回数	制限なし	1回	原則として3回以内
あっせん(審判)効果	あっせん案の内容で当事者の 合意が成立した場合、民法上の 和解契約となる	あっせん案の内容で当事者の 合意が成立した場合、民法上の 和解契約となる	異議の無い労働審判は裁判上の 和解と同一の効力を有する。 審判に異議がある場合、訴訟へ移行

労働相談・あっせん申請はこちらへ

労使ネットとっとり 鳥取県労働委員会 個別労使紛争解決支援センター
〒680-8570 鳥取市東町1丁目271 県庁第2庁舎7階(※郵送であっせん申請をすることもできます)

- 相談専用ダイヤル **0120-77-6010** (県内フリーダイヤル)
(IP電話、携帯電話、スマートフォンからも通話無料)
- 相談時間 平日8:30~17:15(事前予約により18:30まで延長可)
- ファックス **0857-26-8153**
- ホームページ <http://www.pref.tottori.lg.jp/roui/> **労使ネット** 検索



みなくる 鳥取県中小企業労働相談所

- 相談時間 平日9:00~17:30
※窓口相談及び電話相談を行っています。Emailによるお問合せは minakuru@roufuku.jp まで
※第1土曜日も交互に窓口を開所しています。(奇数月は鳥取、偶数月は米子)

みなくる鳥取
電話 0120-451-783
鳥取市天神町30-5
(中国ろうきん鳥取支店2階)

みなくる倉吉
電話 0120-662-390
倉吉市見日町317
(種部ビル2階)

みなくる米子
電話 0120-662-396
米子市東町189-2
(西部労働者福祉会館・中国ろうきん米子支店となり)

■トラブルが発生したらまずはご相談を

いきなり解雇された

勤め続けるつもりだったのに契約を更新しないとされた

給料が支払われない

説明もなく出勤日数を減らされた

上司や同僚から嫌がらせやセクハラを受けている

経営不振のため労働条件を変更したいが従業員との話し合いがうまくいかない



など、労働に関する、労働者、事業主いずれからの相談もお受けします。「あっせん申請までは考えていない」という場合もお気軽にご相談ください。あっせンを希望される場合は、制度の説明、情報提供を行います。

■あっせんとは

労働者個人と事業主との間で、労働条件や雇用に関する問題で主張が食い違うなどして話し合いがまとまらない場合、あっせん員が当事者双方の言い分を聞いて問題点を整理し、助言等を行って合意点を探り、トラブルの解決をお手伝いする制度です。

■あっせん員とは

トラブルの解決をお手伝いするあっせん員は

公益を代表する者(弁護士など)

労働者の利益を代表する者(労働組合の役員など)

使用者の利益を代表する者(会社の経営者など)

の三者で構成されます。異なる立場のあっせん員が複数であっせんにあたることにより、労働者と事業主双方の主張をより理解できる公平な制度です。



参考:あっせん員

あっせん制度についてのお問合せ、申請前のご相談はこちらまで

労使ネットとっとり 鳥取県労働委員会 個別労使紛争解決支援センター
(県庁第2庁舎7階:鳥取市東町1丁目271)

相談専用ダイヤル ☎ **0120-77-6010** FAX **0857-26-8153**



■あっせん制度の流れ



Q1 あっせんには費用がかかりますか?
A1 無料です。

Q2 誰でも申請することができますか?
A2 労働者も事業主も申請することができます。正社員、パートタイマー等の雇用形態も問いません。

Q3 申請は誰かと一緒にすることができますか?
A3 同じ職場の方と一緒にあっせん申請することも可能です。まずは一緒にご相談ください。

Q4 私は労働者です。あっせん申請したことで、事業主から解雇されたりしないでしょうか?
A4 労働者があっせん申請したことを理由に、事業主が労働者に不利益な取扱いをすることは条例で禁止されています。

Q5 あっせん申請がなされた場合、被申請者はあっせんに応じる義務があるのでしょうか?
A5 あっせんへの参加は義務ではありませんが、あっせんという手続きを通して、紛争の火を小さいうちに消し止めることは有益なことと考えています。

Q6 どれくらい日数がかかるのでしょうか?
A6 申請から終結まで1カ月以内を目標としています。

Q7 あっせんはどこで行われるのでしょうか?
A7 原則として、当事者の近隣の県の施設(県庁や中部・西部総合事務所など)であっせんを行います。

Q8 あっせんは公開で行われるのでしょうか?
A8 あっせんは非公開です。また、秘密は厳守されます。

Q9 あっせんには誰が出席するのでしょうか?
A9 原則として、3名のあっせん員と申請者、被申請者です。また、事前に許可を得れば、代理人・補佐人も出席することができます。

Q10 あっせんでは相手方と顔を合わせなければいけないのでしょうか?
A10 あっせんは原則として、あっせん員が申請者・被申請者それぞれから話を聞くという方法で進められます。その際、相手方は控室でお待ちいただけます。

Q11 納得がいかない結論にも従わなければならないのでしょうか?
A11 あっせんはあっせん員が当事者双方のお話を聞きながら解決を図る制度です。納得できない結論に従うことを強制することはありません。